【7】緊急事態発生時の措置

事故が発生したとき，又は安全管理に必要な点検の結果異常を認めたときは，以下のフローチャートに沿って対応する。（規則第20条）

監視伝染病病原体による汚染・事故・災害等発見者

（作業責任者，病原体取扱主任者又は部局長に通報）

通報

通報

通報

部 局 長

氏名　○○○○

内線　○○○○

携帯　○○○○

・事態の状況を必要な部署に周知

・家畜伝染病予防委員会委員長及び病原体取扱主任者と協議の上，直ちに必要な措置(実験の一時停止を含む。) を講じる

・事態の状況及び講じた措置について学長及び家畜伝染病予防委員会委員長に報告

作業責任者

氏名　○○○○

内線　○○○○

携帯　○○○○

・周辺にいる者に緊急事態の発生について周知

・安全管理に関するマニュアルに従った応急の処置

病原体取扱主任者

氏名　○○○○

内線　○○○○

携帯　○○○○

・管理区域内の作業従事者を退去

・管理区域の給排気系を閉じ管理区域を密閉

連絡

連絡

緊急時の通報

連絡

関係機関

（警察署，消防署）

連絡先　○○○○

部局担当課長・事務長

　氏名　○○○○

　内線　○○○○

　携帯　○○○○

必要な措置を講じる

報告

報告

必要な措置を講じる

家畜伝染病予防委員会

委員長　理事（研究担当）

氏名　○○○○

内線　○○○○

携帯　○○○○

・部局長の報告後，委員会を招集し，実験の再開，中止その他必要な措置について調査・審議し，その結果に基づき学長に意見を具申する

報告

必要に応じて連絡

研究推進課長

氏名　○○○○

内線　○○○○

携帯　○○○○

関係機関

（警察署，消防署等）

連絡

報告

農林水産省

消費・安全局動物衛生課03-3502-5994

必要な措置について意見を具申

学　長

※使用学部等において連絡先等を記載すること。

※必要又は不要となる事項がある場合は、適宜修正追加等をして使用するものとする。